

私立幼稚園等特色教育等推進補助金交付要綱

平成27年11月24日
27生私振第878号
生活文化局長決定

第1 趣旨

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、都内に所在する私立幼稚園等における特色ある教育の取組み等を推進するため、東京都が交付する私立幼稚園等特色教育等推進補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第1条に規定される私立幼稚園及び同法附則第6条の規定により設置された私立幼稚園

（2）特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子ども・子育て支援法」という。）第27条に定める施設

（3）幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第3 補助対象事業者

- 1 補助対象事業者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）は第4に規定する補助対象施設の設置者であって、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

（1）幼稚園を都内に設置する学校法人（学校教育法附則第6条の規定により幼稚園を設置する者及び私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成13年10月12日付13生文私振第494号生活文化局長決定）の規定に準ずる者を含む。）

（2）幼保連携型認定こども園を都内に設置する学校法人又は社会福祉法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「新認定こども園法」という。）附則第4条の規定により幼保連携型認定こども園を設置するものを含む。）

- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（1）暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業員

者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第4 補助対象施設

この補助金の対象となる施設（以下「私立幼稚園等」という。）は、次のいずれかの施設とする。

- （１）特定教育・保育施設で、子ども・子育て支援法施行日の前日において現に存する私立幼稚園
- （２）新認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた私立幼保連携型認定こども園
- （３）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条により認可を受け、子ども・子育て支援法施行日の前日において現に存する私立幼稚園であつた私立幼保連携型認定こども園

第5 補助事業

補助事業は次に掲げる事業とする。

（１）地域教育事業

幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供する事業

（２）保育体験の受入れ事業

特定教育・保育施設で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児等とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れる事業

第6 補助対象経費

補助対象経費は、私立幼稚園等設置者が、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）に、補助事業を行う際に要する経費とする。

ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金等の対象となる事業に要する経費を除く。

第7 補助金の額の算定

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額を合算する方法により算定した額を、予算の範囲内で補助する。

ただし、算定された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第8 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする私立幼稚園等設置者は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。なお、提出にあたっては、国が運営する補助金の電子申請システムである「J グランツ」（以下、「J グランツ」という。）により行うこともできるものとする。

第9 補助金の交付の決定及び通知

- 1 知事は、第8による交付申請書等の提出があつた場合において、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、その結果を通知するものとする。
- 2 1の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第10 申請の撤回

補助事業者は、第9の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、補助金交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第11 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、第12に定める期間内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、第8又は第13の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第12 補助事業の実施期間

この補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第13 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業の実績報告書（別記第2号様式）を別途定める期日までに、知事に提出しなければならない。なお、提出にあたっては、J グランツにより行うこともできるものとする。

第14 補助金の額の確定

知事は、第13の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第15 是正のための措置

知事は、第14の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第16 決定の取消

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の事項の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
 - (5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (6) 第8又は第13の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (8) 第11（7）に規定する報告を受けた場合
 - (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1の規定は、第14の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第17 補助金の返還

- 1 知事が、第16の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第14の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。
- 3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還
 - (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - (2) 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第16（1）から（7）までの規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納

期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第19 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第20 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第21 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（31生私振第1388号）

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（7生私振第996号）

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

附 則（8生私振第608号）

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

事業 区分	補助対象経費	1 施設当たりの補助基準額
地域教育事業	幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供する際に要する経費	施設ごとに次の①又は②の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。 ① 補助対象経費に係る補助事業者の実支出額 ② 補助単価 500千円
保育体験の受入れ事業	特定教育・保育施設で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児等とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れる際に要する経費	施設ごとに次の①又は②の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。 ① 補助対象経費に係る補助事業者の実支出額 ② 補助単価 120千円